

令和6年度社会福祉法人 指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人賛幸会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年11月6日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	評議員会への欠席が続く評議員が見られる。については、事務局は出席が可能なように日程調整などを行うとともに、日程調整などを行ってもなお評議員会への欠席が続く場合は、評議員の改選について検討すること。(社会福祉法人審査基準第3の1)	評議員に広く参加いただけるよう、早目の評議員会の日程調整に努める。それでもなお欠席が続く評議員がある場合は、改選時に交代いただく。
2	令和5年6月23日の定時評議員会において理事9人、監事2人が選任され、同日に開催された理事会において理事長及び業務執行理事が選定された。当該理事会の招集通知を令和5年6月14日に発出したとのことであるが、当該理事会の招集通知は、定時評議員会で選任された理事の選任日(令和5年6月23日)以降に発出するものであり、適切な招集通知とは認められない。当該理事会の開催にあたっては理事会の招集手続きの省略によることが考えられるが、招集手続きの省略の手続きを実施していない。については、適切に理事会を開催すること。(社会福祉法第45条の14第9項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に係る法律第94条)	ご指摘に従って、招集通知の発出を理事選任日以降とするか、招集手続きの省略によるようにします。
3	日本赤十字社を通じ、台湾東部沖地震救援金名目で寄附がなされている。社会福祉法人からの寄附は特例通知等で認められたものに限定されているので今後留意すること。 (「特別養護老人ホームにおける繰越金等	今後、同様の寄付を行わないよう、十分に留意します。

	の取扱い等について」(平成12年3月10日 付け老発第188号厚生省老人保健福祉局長通 知第2の2(2))	
--	-------------------------------------------------------------	--